

第9回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

資料2

令和5年2月13日

施術所の名称等について

第9回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

厚生労働省医政局医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び 柔道整復師等の広告に関する検討過程①

第1回 平成30年5月10日

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告
の現状と課題について

第2回 平成30年7月18日

施術団体からの広告に関するヒアリング

第3回 平成30年10月10日

地方公共団体、保険者からの広告に関するヒアリング

第4回 平成30年11月22日

これまでの議論を踏まえた論点整理①

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び 柔道整復師等の広告に関する検討過程②

第5回 平成31年2月14日

景品表示法の概要、表示等の適正化の取り組み

第6回 平成31年3月18日

これまでの議論を踏まえた論点整理②

第7回 令和元年5月16日

広告可能事項の範囲

第8回 令和元年11月14日

これまでの議論を踏まえた広告ガイドライン（案）作成方針について

1. 施術所の名称【〇〇「業態名＋治療院」】 について

1. 施術所の名称【○○「業態名＋治療院」】について

(1) 前回の検討会（第8回）における主なご意見

- 「○○あん摩マッサージ治療院」という名称について反対である。医療機関との紛らわしさがあり、に加え、利用者が適切に選択するうえで、「施術」という言葉を用いるべき。
- 「治療院」というのは、非医師がやっているところというのが社会的認識である。
- 施術所の名称について、アンケートをした中で、治療院という言葉で医師がいると思う人はごくわずかである。はり、きゅう、マッサージという文言を付けた上で治療院とするのがわかりやすい。
- 昭和27年、厚生省から福岡県の厚生部長に宛てた指圧治療院がいいという行政回答があることを認識いただきたい。
- 文言については反対だが、ガイドラインが発出されれば、以降、ガイドラインに沿って新設の施術所に指導を行える。

1. 施術所の名称【〇〇「業態名+治療院」】について

(2) 【〇〇「業態名+治療院」】についての厚生労働省の考え方について

- 過去の疑義照会においては、認められないものは、「はり」「きゅう」等の業態名を明示しない「治療院」「治療所」「療院」や、「科」を付した名称であって、「業態名+療院」「業態名+院」「業態名+治療所」については認められるものと回答されている。
- このことから、あん摩マッサージ師指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）、医療法において「業態名+療院」「業態名+院」「業態名+治療所」の名称は従前より認められているものである。
- また、あはき法・柔整師法の逐条解説等において、「〇〇鍼灸治療院」のように、施術の名称を上に付する場合は許されると解されている。
- 上記を踏まえると、「業態名+治療院」はあはき法及び医療法に抵触しないと解されることから、ガイドラインにおいても「業態名+治療院」を明確にしてはどうか。

疑義照会回答	根拠法	認められる	認められない
医療法の疑義に関する件 (昭和24.3.26 医収73)	医療法	「何々電気療院」「何々針灸療院」	「何々治療院」「何々治療所」
広告取締に関する件 (昭和24.5.16 医収589)	あはき法	「はり院」「きゅう療院」	「〇〇療院」「〇〇治療所」
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用について (昭和26.10.1 医収560)	あはき法	—	「〇〇はり科医院」「〇〇はり科きゅう科治療所」 (「科」が認められない)
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第7条の広告について (昭和27.1.11 医収14)	あはき法	「妙亢はり、きゅう術所」「観音寺灸所」「いろは堂はりきゅう治療所」「うの森きゅう施術所」	—

1. 施術所の名称【〇〇「業態名+治療院」】について

(参考) 逐条解説 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律／柔道整復師法
(抜粋)

(平成2年2月10日発行 厚生省健康政策局医事課 編著)

第三章 逐条解説

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）

(略)

四 施術所の名称については医療法において病院又は診療所にまぎらわしい名称をつけることが禁じられている。すなわち、医療法第三条第一項は次のように規定している。

「疾病の治療（助産を含む。）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、療院などという名称を付け得ないことはいうまでもない。ただ、従来の行政実例に従えば「あん摩療院」、「〇〇鍼灸治療院」等のごとく、それぞれの施術の名称を上に付するときは許されるものと解されている。これ以外にはその名称について特別の制限はない。施術所なる文字をその名称中に用いることを強制されているわけではない。

なお、施術所が病院又は診療所に紛らわしい名称を付した場合は、十万円以下の罰金に処せられる。（医療法第七十四条参照）

(略)

1. 施術所の名称【○○「業態名+治療院」】について

(参考) 関係法規 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の関係法規) (抜粋)

(厚生省医務局医事課 監修/医歯薬出版株式会社 編集)

昭和43年2月29日 第1版発行

昭和46年9月15日 第2版第1刷発行

昭和58年5月10日 第2版第17刷発行

4. 施術所の名称の制限および広告の制限

2) 広告の制限

(略)

施術所の名称の制限については、前に医療法との関係で述べたが、広告に関しても大いに問題となる。

施術所の名称に、法第1条に規定する業務の種類(又は柔道整復業)を使用すること、たとえば○○きゆう治療院とすることは、もとより差し支えないことであり、むしろ、病院、診療所との紛らわしさを避けるため、はっきり標示すべきである。

(略)

1. 施術所の名称【○○「業態名+治療院」】について

(参考) 名称に関する過去の疑義照会回答

医療法の疑義に関する件 (昭和24.3.26 医収73)

【照会】

- 1 (略)
- 2 あん摩、はり、きゅう、柔道整復師又はその他の医業類似行為者が其の看板に何々治療院、何々治療所と云うような広告をすることは医療法第3条違反と思うが只単に何々電気療院、何々鍼灸療院のような名称を附することは同条に抵触しないと解するが貴局の御意如何。

【回答】

- 1 (略)
- 2 貴見の通りである

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の運用について (昭和26.10.1 医収560)

【照会】

- 1 (略)
- 2 施術所の名称に次のように科の文字を使用することの可否
○○はり科療院
○○はり科きゅう科治療所

【回答】

- 1 (略)
- 2 施術所の名称中に、はり科、きゅう科等の科の文字を使用することは適当でないと解する。

広告取締に関する件 (昭和24.5.16 医収589)

【照会】

施術所の名称についても接骨院、はり院、きゅう療院、きゅう治療所等、療、院の文字を使用する者があるが之についても併せて御回答願いたい。

【回答】

施術所の名称に関しては、はり院、きゅう療院等はり、きゅう等の施術所であることを明示する名称を使用することは差し支えないが、単に「○○療院」「○○治療所」という如き病院又は診療所に紛らわしい名称を附けることは許されない。

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第7条の広告について (昭和27.1.11 医収14)

【照会】

- 1 (略)
- 2 名称については固有名詞となる個人の姓を冠するのが普通であるが、左記のような通称又は俗称を使用或いは特定の土地建物等の名を冠しても流派に関連ないときはよいか。

例えば

妙穴はり、きゅう術所 (通称)
観音寺灸所 (建物)
いろは堂はりきゅう治療所 (土地、建物)
うの森きゅう施術所 (土地)

【回答】

- 1 (略)
- 2 施術所の名称については、流派その他技能経歴等に関連のない事項を冠することは差し支えなきも、本人の居住する土地又は建物に関連のない事項を冠する場合は違反となる場合が多いと思料される。

2. 広告可能事項の広告可能な範囲について（法律に定める事項）

第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

令和元年11月14日

資料1
(一部改変)

- (2) 施術所の名称（あはき法第7条第1項第3号、柔道整復師法第24条第1項第2号関係）の広告可能な範囲については、医療機関と紛らわしい名称を用いない等を明確にすることにより利用者が適切な施術を受ける機会を阻害されないようにするとともに、利用者の安全を確保する観点から以下のとおり示してはどうか。

【ガイドライン】

(広告可能)

- ア 柔道整復施術所 → 「〇〇接骨院」
あはき施術所 → 「〇〇マッサージ院」 「〇〇はり施術所」

明確化

「〇〇あん摩マッサージ治療院」 「〇〇はり治療院」

(〇〇「業態名+治療院」は、適切かどうか)

同一人が柔整及びあはき業を行う場合 → 「〇〇接骨院」 「〇〇あはき院」

※ 名称を各々広告すること。

- イ あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう、柔道整復の提供する施術業態を明示する名称を用いること。
- ウ 開設届出の名称と同一であること。
- エ 当該施術所のマークや名称が記載された看板の写真。

※但し効果に関するもの、また、回復を保障すると誤認させるような表示は認められない。

【論点】あはき施術所の名称として適切かどうか

2. 施術所の名称「整骨院」について

2. 施術所の名称「整骨院」について

(1) 柔道整復師が届け出る施術所の名称として「整骨院」を用いることに関する前回の検討会(第8回)における主なご意見

- 「整骨院」という名称は一度も法律の中に出てきていないのだとしたら、この際、「接骨院」であるということに統一する必要があるのではないか。
- 「整骨院」という名称に反対である。国民が理解しにくく、整形等と紛らわしい。
- 現状では、「整骨院」という届出をされた場合に、受理をしているが、届出制だからそのまま受理せざるを得ないのか。あるいは本来指導すべきだったのか。広告不可とされているような文言の届け出があった場合には受理しないとか、保健所の権限機能強化をお願いしたい。
- 「整骨院」を外した形の事務局案に賛成である。
- 「整骨院」に関して、国家資格外の医業類似行為対策がしっかりすれば、業界としては、例えば新規開業者についてはやむを得ない。
- 調査の結果、「整骨院」の届出と「接骨院」の届出数が均衡しているのを考慮して欲しい。「整骨院」での届出を受け取っていて、今になって、これは全く認めていないのだというのはおかしい。

論点

- ✓ 柔道整復師の開設する施術所は名称を「**整骨院**」とすることを不可としてはどうか。

2. 施術所の名称「整骨院」について

(2) 既存の施術所の名称是正に関する前回の検討会（第8回）における主なご意見

- 業界としては、新規開業者については、新規では整骨院不可とすることはやむを得ない。「接骨院」でよい。
- 引っ越した場合、名称変更の届出をする場合については、看板の掛け替えするタイミングで名称をガイドラインに準拠すべき。

論点

- ✓ 開設届出済みの施術所については、**施術所の移転、看板の掛け替え及び名称の届出事項に変更を行わない限り、当面の間の猶予を認める**こととしてはどうか。（あはき施術所も同様の扱いとする）

① ガイドラインで不可となる名称（例：「整骨院」）で開設届が出ている施術所は、

- ・ 施術所が移転した時（同時に名称変更の届出も行うよう求める）
- ・ 看板の掛け替え時（〃）
- ・ 名称変更の届出をする時（同時に看板の名称も是正するよう求める）

に名称の是正を求める。

② 開設届の名称と看板の名称が異なる場合（例：「接骨院」で開設届が出ているが、看板では「整骨院」となっている場合）は速やかな是正を求める。

2. 広告可能事項の広告可能な範囲について（法律に定める事項）

【ガイドライン】

第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

資料1

令和元年11月14日

（広告不可）

- ア 「医療」と誤解するおそれがあるものを含んでいる名称
〇〇診療所、〇〇治療所、〇〇療院、〇〇はり科療院、〇〇治療院、
メディカル、クリニック、リハビリ、ドック 等
- イ 施術所名だけでは何を行っているか不明な名称
〇〇堂、〇〇館、〇〇道場、〇〇センター、〇〇ステーション 等
- ウ あはき、柔整以外の施術所と紛らわしい名称
カイロプラクティック、整体院、リラクゼーション、リフレクソロジー、〇〇矯正 等
- エ 対象者を限定するもの
〇〇女性専門療院、〇〇レディース、交通事故専門、むちうち専門 等
- オ 施術内容・技能・方法を含んでいる名称
東洋医学、中国鍼灸、漢方、気功 等
- カ その他施術所と分かりにくい名称
もみ、サロン、ほぐし処、研究所 等
- キ 「整骨院」の名称（柔整師の場合）

【論点】柔道整復の
施術所の名称として
適切かどうか

【論点】「整骨院」の名称の是非について

第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

資料1

令和元年11月14日

(一部改変)

＜柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく広告し得る事項の変遷＞

平成28年（告示第70号）

1. ほねつぎ（又は接骨）
2. 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
3. 医療保険療養費支給申請ができる旨
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
4. 予約に基づく施術の実施
5. 休日又は夜間における施術の実施
6. 出張による施術の実施
7. 駐車設備に関する事項

○ 新たに「柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨」が追加され、現在に至る。

平成11年（告示第70号）

1. ほねつぎ（又は接骨）
2. 医療保険療養費支給申請ができる旨
(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
3. 予約に基づく施術の実施
4. 休日又は夜間における施術の実施
5. 出張による施術の実施
6. 駐車設備に関する事項

○ 項目2から6の事項が追加され、
広告制限が一部緩和された。

昭和47年（告示第245号）

ほねつぎ（又は接骨）

○ 広告し得る事項に「接骨」が加えられた。

「**整骨**」は、告示に規定されていない事項である

昭和45年（告示第245号）

ほねつぎ

○ 当時、大臣が指定する事項は「ほねつぎ」のみであった。

3

3. 今後の進め方について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3. 今後の進め方について①

第8回検討会での、**ガイドライン（案）作成方針**についての議論において、「施術所の名称」及び「中・長期的な課題として引き続き検討していくもの」を除き、大まかな方向性が共有されたことから、今後、具体的にガイドラインの作成を進めて行くこととしてはどうか。

※第8回検討会資料1「これまでの議論を踏まえた広告ガイドライン（案）作成方針について」の項目を抜粋

ガイドライン（案）作成方針

構成員からの主な意見

1. ガイドラインの作成について

- 広告規制の趣旨
- 広告の定義
- 基本的な考え方

2-1. 広告可能事項の広告可能な範囲について（法律に定める事項）

- 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- あはき師法第7条第1項第2号に規定する業務の種類
- 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 施術日又は施術時間

2-2. 広告可能事項の広告可能な範囲について（厚労大臣指定事項）

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨、および柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 医療保険療養費支給申請ができる旨
- 予約に基づく施術の実施
- 休日又は夜間における施術の実施
- 出張による施術の実施
- 駐車設備に関する事項

- ✓ 業態+治療院は賛否あり。
- ✓ 整骨院については、整形等に紛らわしいので反対。
- ✓ 無資格者対策をするのであれば、新規では整骨院不可とすることはやむを得ない。

- ✓ どのような場合に医療保険の対象になるのか正確に書く必要がある。
- ✓ 医療保険取扱い+（療養費支給申請）併記、医師の同意書必要と補足してはどうか。（あはきの場合）

3. 今後の進め方について②

ガイドライン（案）作成方針

3. 相談・指導等の方法について

- 苦情相談窓口の明確化
- 消費者行政機関等との連携
- 景表法等の他法令との対応
- 広告指導の体制及び手順

4. インターネット上のウェブサイト等について

- インターネット上のウェブサイト等に関する基本的な考え方
- ウェブサイト等に掲載すべきでない事項
- 自費施術を行う施術所がウェブサイト等に掲載できる事項

5. 非医業類似行為を業とする者に関する広告について

- 広告に掲載すべきでない事項

6. 中・長期的な課題として引き続き検討していくもの

- 施術者の技能、専門性、施術方法
- 適応疾患、適応症状、負傷名
- 料金表示
- ウェブサイト等に対する実効性のある規制のあり方

構成員からの主な意見

- ✓ 受領委任の取消、中止の規定の整備やフロー作ってほしい。
- ✓ 保健所の権限、機能を強化すべき。
- ✓ 保健所と厚生局の連携を強化すべき。

- ✓ 広告で有資格者だけ規制して、無資格者を野放にするのははやめてほしい。
- ✓ 有資格者が看板を出さないで広告規制のない整体をやっていて問題である。
- ✓ 無資格者は景品表示法での適正な運用を目指すべき。
- ✓ あま指師の手技等のあはき法に抵触する内容は不可としてほしい。
- ✓ 無資格者はこの文言は不可ということをGLに入れてほしい。

- ✓ 自費施術の部分でとんでもない施術ができるという誇大広告が問題。
- ✓ GLを早く策定し、改善状況を見極める必要がある。
- ✓ GL適用後2～3年で見直しすべき。¹⁸

参考資料

6. 開設者・施術者の氏名、年齢、性別、役職等、専門性に関する論点

現行の規定

○施術者の技能、施術方法又は経歴は不可(法律事項)

医療広告GL：P20（8） 法

第4回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会
平成30年11月22日

資料2

医療広告では**経歴可**。専門性資格は厚生労働大臣に届け出た団体が行うものに限る。

主な意見

- 東洋療法研修試験財団の研修終了証を受けたものは表示を可能とし、将来的には専門性に特化した表示も可能としたい。(施術者)
- 施術者の技能・学位・経歴のうち、公益法人が実施する研修の受講については広告可能事項に加えたい(専門的な研修)。(施術者)
- 無資格者との差別化は、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうが国家資格であること、国家資格がないと、そうした行為ができないことを明確に国民に情報提供すべき。国家資格取得していることを広告可能事項として明記し、いわゆる民間療法に関しては、国家資格は取得していないことを明記する(民間資格や認定等の表記も一切認めない)。(施術者)
- あはき以外の施術(民間療法など)を広告可能事項として追加したい。(施術者)
- 施術内容である手技、「擦る、撫でる、揉む、押す、振るわせる、動かす、ほぐす、叩く」も表示可能としたい。(施術者)
- はり、きゅうは、一定の行為の特定というものが国民にも理解できるが、マッサージやあん摩マッサージ指圧は、国民に内容の理解が行きわたっていない。あん摩マッサージ指圧の中のマッサージと、そうではないマッサージというものを区別することが必要。(施術者)
- 経歴についても、客観的事実であれば広告可能としてもいいのではないか。(施術者)

6. 開設者・施術者の氏名、年齢、性別、役職等、専門性に関する論点

第4回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関する検討会

資料2

平成30年11月22日

主な意見

- 国家資格を持っていない人と、そうでない人とを規制すること、「国家資格がない」と表記させることについては賛成。(有識者)
- 広告できる事項として、技能、技術方法、資格などを追加してはどうか。あはき法、柔整法以外に、我が国で制度上整備された資格(医療や介護に関する制度に基づくサービス、資格)については広告できるようにしてはどうか。例えば、介護予防基準緩和型事業所サービスの認定、日本体育協会などが提供アスレチックトレーナーなど、我が国が認めた医療か介護、若しくは健康に関する資格を持った者であれば、積極的に広告してもいいのではないか(ガイドラインの中で決めてはどうか)。(地方公共団体参考人)
- 研修の修了や役職、専門性等は認められない。経歴等のうち、客観的、また正確性を確保できる事実があり、また、おかしな誘引性につながらないものであれば、ガイドラインで整理していけばいいのではないか。(保険者)

論点

- 「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」、「柔道整復師」と併せて「国家資格免許保有者」である旨を表記することについて、どう考えるか。
- 施術内容のうち、「カイロプラクティック」、「整体」等の法的資格制度のない行為を目的とした業の名称の表記の是非について。
- 専門性(専門性の客観性や国民に分かりやすい点など)の表記をすることについて。

4. 広告可能な事項について 【適応症の表示】

第7回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会 令和元年5月16日	参考資料 1
--	--------

現行の規定



医療広告GL : P13 (2) 法第6条の5第3項第2号関係
P25 ① 法第6条の5第3項第12号関係

○広告不可 (法律、告示において、広告が認められた事項以外に該当)

主な意見

- 療養費の取扱対象になっている傷病名は広告可能としてはどうか。「肩こり」「腰痛」「関節痛」等は国家資格を持った鍼灸マッサージ院でこそ表示可能とすることで国民を健康被害から救うことが可能ではないか。患者が療養費の適用になるのかどうなのか判断できるようにするためにも広告可能事項としたい(施術者)
- 看板の表記の中に、骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷が、保健所からの指導によって開設の際には外してくれと言われているが、患者からしてみると接骨院というものが、どういうものを施術の対象としているのかなかなか理解できないこともあり、この部分については是非記載してほしい。(施術者)
- 広告できる事項として、適応症や技能、施術方法、資格などを追加してはどうか。(地方公共団体参考人)
- 保険適用外の施術の広告について、例えば肩こり、骨盤矯正、整体、カイロプラクティック等々の施術の表記があるが、保険適用外の施術に係る施術内容、適応症等の表記は認められない。この保険適用外の手技による医業類似行為について、それぞれの定義や適応症や施術内容等々をしっかりと策定し、国家資格者の皆様の施術との制度の違い、施術内容等の違いを明確に国民に周知することが必要。(保険者)

論点

○医療保険療養費支給対象外の施術について、国民に理解できる客観的な事実として何を表示できるか。

議論のポイント

施術を受ける人が、どのようなときに施術を受けることができるのか識別出来る広告の在り方

5. 広告可能な事項について 【料金の表示】

現行の規定

医療広告GL：P11 第4 広告可能事項の限定解除の要件等

○広告不可（法律、告示において、広告が認められた事項以外に該当）

主な意見

- 料金に関しては自費の部分で広告を可能事項とすべき。全国の鍼灸院の施術では、療養費以外の自費の部分のほうが多いので、自費と療養費の適用の部分に関しては、料金表示についても切り分けて考えるべき。療養費の部分に関しては諸々の問題があり、保険部分の料金を掲示可能にすることに関しては、今のところしないほうが妥当ではないか。（施術者）
- 柔道整復師については料金の明記も非常に難しい。カード払いの機械等を置いていることは広告可能として良いのではないか。（施術者）
- 料金を明確に表示することであったり、法的に認められている行為のみ広告可能としてはどうか（有識者）
- 保険適用外の施術の広告は認められない（保険者）
- 医療ガイドラインと同様に標準料金の表示はよいのではないか。（施術者）

議論のポイント

広告された料金が、どういった施術内容に対するものなのか識別出来る広告の在り方

6. 中・長期的課題として引き続き検討していくもの

第8回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会

資料1

令和元年11月14日

- (1) 当該検討会で意見の賛否がわかれた事項については、医療広告並びにこれらに密接に関連する制度と照らしながら、総合的かつ継続的に検討していくこととしてはどうか。
- (2) 広告の適正化の状況を見ながら、おおむね5年後を目処にガイドラインの成果、問題点等を検証してはどうか。その検証結果を踏まえ、所要の措置を検討してはどうか。
- (3) 次期の検討会の結果によっては、必要に応じて法改正も検討してはどうか。

【継続課題】

- 施術者の技能、専門性、施術方法
 - 適応疾患、適応症状、負傷名
 - 料金表示
 - ウェブサイト等に対する実効性のある規制の在り方
- ※ 現行、広告可能事項となっていない